

北方町告示第15号

地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対して、意見書を提出することができる。

令和8年3月4日

北方町長 戸部 哲哉



1 縦覧期間

自 令和8年3月4日

至 令和8年3月18日

2 縦覧場所

北方町役場 都市環境課

3 意見書の提出について

(1) 提出先

北方町役場 都市環境課

(2) 提出方法

持参、郵便、電子メールまたはファックス

(3) 提出期限

令和8年3月18日